

「散樂」の語義の変容

——「散樂」日本伝来に關わって——

山 口 建 治

YAMAGUCHI Kenji

(事業推進担当者)

日本芸能の源流のひとつに中国から伝わった「散樂」があり、その「散樂」から能楽の前身となるサルガク（猿楽）——そのサルガクということば自身、「散樂」の字音が転訛したものという——が生まれたというのが、日本芸能史の通説になっているようである。ところが、その「散樂」が一体どういう芸能であったのか、とくに猿楽形成のもとになったと思われる芸能（滑稽物真似の要素）といかなる関係があったのかについては、まだ充分に明らかにされてはいないのではないだろうか。たとえば、後藤淑氏は「散樂」について次のように解説される。

曲芸、手品、幻術、滑稽物真似（こつけいものまね）を内容とする雑芸（ぞうげい）。発生は西域（せいいけい）地方というが、奈良時代に中国から日本に伝來した。……正倉院宝物の彈弓（だんぐう）に描かれた「散樂図」や『信西古樂図』『新猿樂（さるがく）記』などによると、軽業、曲芸、奇術、幻術、物真似（ものまね）などの雑戯であって、乱舞（らつぶ）、俳優（わざおぎ）、百戯（ひやくぎ）とも記されており、日本に入ってきたものも中国大陸のものと同じような内容であったと思われる。

散樂は伝来当初は雅楽寮の樂戸（がくこ）で養成されていたが、平安初期の782年（延暦1）に散樂戸は廃止となり、國家組織から外された。……散樂芸の中心であった曲芸、軽業、奇術などは鎌倉時代になってしまいに衰え、田樂（でんがく）法師や放下（ほうか）師などの手に移り、のちには獅子舞（ししまい）、太神樂（だいかぐら）、寄席（よせ）に伝えられ今日に残った。散樂の中心芸がこうした推移をたどると並行し

て、散樂は猿樂（さるがく）と名称が変化し、しだいに猿樂という文字に統一され、芸内容も滑稽物真似や歌舞を中心としたものに変わっていった。この猿樂が鎌倉時代に発展して能と狂言を創造したのである。（小学館『日本大百科全書』）

つまり、日本に伝わった「散樂」が今日の曲芸（中國語の「雜伎」）や手品を含む民間芸能の総称的なものから、次第に滑稽物真似や歌舞を中心とするものに推移するのに並行して、散樂から猿樂ということばに変化し、能や狂言の素地が形成されたというのであるが、この散樂から猿樂への変容が、列島内部の事態の推移のみで説明できるかどうかは、なお検討を要する課題でなかろうか。というのは「散樂」の語義が変容するのは、中国の方でも起こっており、そのことが日本に波及したという側面も忽せにできないと思うからである。

中国の代表的な辞書『漢語大詞典』の「散樂」の項は、次のような記載になっている。

- ① 古代樂舞の名。もとは周代の民間樂舞を指した。南北朝後は「百戯」の同義語になった。
- ② 宋元以後は民間の芸人を指す。また民間の劇団を指す。

古代的な用法では民間の音楽を伴う舞踏の意味であったものが、南北朝後には舞踏以外のさまざまな民間芸能も含まれるようになって「百戯」とも称され、宋元以降になるともっぱら民間芸人や民間の芸人一座を指すことばになったというのが、この辞典の見解である。中国における「散樂」の語義の変遷を概括すると、たしかにこのようになるのであろうが、辞典の解説だけでは、②の宋元以後の意味が生まれる経緯が分からぬ。

そこで、隋唐五代の文献にあたって、あらためて「散樂」の語がどのように用いられているか、その意味と用法を確かめてみたい。隋唐五代の基本的な古典全136種が納められている、北京国学時代文化伝播有限公司作製の『中国歴代基本典籍庫・隋唐五代卷』(今回、COE予算で購入したCDROMデータベース)の「散樂」を検索すると、50箇所にその用例が得られる。下記に引用したのがそれであるが、明らかな誤字と判断される箇所に部分的に校訂を加えたのを除き(そのことをいちいち注記していない)、基本的にはこのデータベースの文をそのまま引用している。下線は筆者によるものである。また同一記事と判断したものには除外している。

(1) 『全隋文』23「奏諫收周、齊故乐人及天下散乐」
(『隋書』41に同一記事あり)

此乐久废，今若徵之，恐无识之徒，弃本逐末，递相教习。

この「散樂」は、楽人と並列されており、朝廷に「收」「徵」(ともに召し出すという意味)される民間芸人の総称である。

(2) 『全唐文』15「诫膝王元嬰书」(『舊唐書』64、『唐會要』5にも同一記事あり)

且城池作固，以备不虞，关钥闭开，须有常准。鳩合散乐，并集府僚，严关夜开，非复一度。

この「散樂」は、府僚(府署の属官)と対になっていて、鳩合(集めるの意味)される民間芸人の総称である。

(3) 『全唐文』135(『新唐書』103に同一記事あり)

百戏散乐，本非正声，有隋之末，大见崇用，此谓淫风，不可不改。近者太常官司於人间借妇女裙襦五百餘具，以充散妓之服，云拟五月五日於元武门游戲。臣窃思审，实损皇猷，亦非贻厥孙谋，为后代法也。故《书》云：“无以小怨为无伤而弗去。”恐从小至於大故也。《论语》云：“放郑声，远佞人。”又云：“乐则韶舞。”以此言之，散妓定非功成之乐也。如臣愚见，请并废之，则天下不胜幸甚。

百戲散樂と併称されており、樂舞以外の芸能を含むと思われるが、具体的な芸態は不明である。やはり廃止すべき対象としてやり玉にあげられている民

間芸能の総称である。

(4) 『全唐文』164 袁利貞「諫於宣政殿会百官命妇疏」(『舊唐書』190、『資治通鑑』202、『唐會要』30、『唐語林』5、『太平御覽』567、『新唐書』201に同一記事あり)

臣以为前殿正寝，非命妇宴会之地；象阙路門，非倡优进御之所。望诏命妇会於別殿，九部伎自东西門入。散乐一色，伏望停省。

教坊所属の各部門を「色」とか「部」といったが、「散樂一色」は廃止するようにとの疏文であり、教坊に取り込まれた民間芸人の総称である。

(5) 『全唐文』247「中宗书」(『新唐書』123に同一記事あり)

又太常乐户已多，复求访散乐，独持鼗鼓者已二万员。愿量留之，馀勒还籍，以杜妄费。

樂戸(宮廷で音楽に従事する者)はすでにたくさんいるのに、そのうえにまだ「散樂を求訪」(探しにねる)するのを難じた奏上文である。「散樂」は民間芸人の総称である。

(6) 『全唐文』396 崔令欽「教坊记序」(『新唐書』22に同一記事あり)

元宗之在蕃邸，有散乐一部，戢定妖氛，頗藉其力。

元宗は玄宗の誤り。「散樂一部」が、妖氣を払う(韋后の難)のに功があったとあり、韋后的唐室篡奪を収めるのに民間芸人の手を借りたということであろう。

(7) 『春秋左氏伝正義』38

正义曰：优者，戏名也。《晋语》有优施，《史记·滑稽传》有优孟，优旃，皆善为优戏，而以优著名。史游《急就篇》云：“倡、优、俳、笑。”是优、俳一物而二名也。今之散乐戏为可笑之语、而令人之笑是也。

唐代にはおかしいことをいって人を笑わせる「散樂戯」があった。

(8) 『周礼注疏』17

释曰：在此者，案其职云：“掌教舞散乐、舞夷乐。”亦是乐事，故列职於此也。此经云“舞者众寡无数”，其职云“凡四方之以舞仕者属焉”。以其能为四夷之舞者即为之，故无数也。

この「散樂」は古代的な民間の樂舞を指している。

(9) 『周礼注疏』24 (『太平御覽』574 と同一記事)

旄人掌教舞散乐, 舞夷乐。散乐, 野人为乐之善者, 若今黄门倡矣, 自有舞。夷乐, 四夷之乐, 亦皆有声歌及舞。[疏] “旄人”至“夷乐” ○释乐: 云“掌教舞散乐, 舞夷乐”者, 旄人教夷乐而不掌, 鞍鞬氏掌四夷之乐而不教, 二职互相统耳。但旄人加以教散乐, 鞍鞬氏不掌之也。○注“散乐”至“及舞” ○释曰: 云“散乐, 人为乐之善”者, 以其不在官之员内, 谓之为“散”, 故以为野人为乐善者也。云“若今黄门倡矣”者, 汉倡优之人, 亦非官乐之内, 故举以为说也。

この散樂も、「野人で樂を為すのに上手な者」という古代的な民間樂舞の意味である。

(10) 『隋書』1 (『資治通鑑』175 と同一記事)

壬午, 太白、岁星昼见。戊戌, 太常散乐并故为百姓。禁杂乐百戏。

ここは, 百戯と並称される「散樂」であり, 太常寺(礼樂を司る役署)に召しかかえられていたが, 大赦により解放され民になったという, 民間芸人の総称。

(11) 『隋書』15 (『太平御覽』569 と同一記事あり)

周时, 郑译有宠于宣帝, 奏征齐散乐人, 并会京师为之。盖秦角抵之流者也。开皇初, 并放遣之。及大业二年, 突厥染干来朝, 炀帝欲夸之, 总追四方散乐, 大集东都。

「角抵(すもう)之流の者」ということで, 百戯としての「散樂」芸人を指す。それらの集団は朝廷の都合次第で, 放逐されたり都に集められたりしたのである。

(12) 『舊唐書』28

玄宗又制新曲四十餘, 又新制乐谱。每初年望夜, 又御勤政楼, 观灯作乐, 贵臣戚里, 借看楼观望。夜阑, 太常乐府县散乐毕, 即遣宫女于楼前缚架出眺, 歌舞以娱之。若绳戏竿木, 诡异巧妙, 固无其比。

この「府県散樂」で演じられる芸能の具体的な内容は不明である。

(13) 『舊唐書』29

又闻《清乐》唯《雅歌》一曲, 辞典而音雅, 阅旧

記, 其辞信典。汉有《盘舞》, 今隶《散乐》部中。又有《幡舞》、《扇舞》, 并亡。(中略)

《散乐》者, 历代有之, 非部伍之声, 俳优歌舞杂奏。汉天子临轩设乐, 舍利兽从西方来, 戏于殿前, 激水成比目鱼, 跳跃漱水, 作雾翳日, 化成黄龙, 修八丈, 出水游戏, 辉耀日光。绳系两柱, 相去数丈, 二倡女对舞绳上, 切肩而不倾。如是杂变, 总名百戏。江左犹有《高祇紫鹿》、《跂行蟹食》、《齐王卷衣》、《綺鼠》、《夏育扛鼎》、《臣象行乳》、《神龟抃戏背负灵岳》、《桂树白雪》、《画地成川》之伎。晋成帝咸康七年, 散骑侍郎顾臻表曰: “末世之乐, 设外方之观, 逆行连倒。四海朝覲帝庭, 而足以蹈天, 头以履地, 反天地之顺, 伤彝伦之大。”乃命太常悉罢之。其后复《高祇紫鹿》。后魏、北齐, 亦有《鱼龙辟邪》、《鹿马仙车》、《吞刀吐火》、《剥车剥驴》、《种瓜拔井》之戏。周宣帝征齐乐并会关中。开皇初, 散遣之。大业二年, 突厥单于来朝洛阳宫, 炀帝为之大合乐, 尽通汉、晋、周、齐之术。胡人大骇。帝命乐署肄习。常以岁首纵观端门内。大抵《散乐》杂戏多幻术, 幻术皆出西域, 天竺尤甚。汉武帝通西域, 始以善幻人至中国。安帝时, 天竺献伎, 能自断手足, 剃剔肠胃, 自是历代有之。我高宗恶其惊俗, 勅西域关令不令入中国。苻坚尝得西域倒舞伎。睿宗时, 婆罗门献乐, 舞人倒行, 而以足舞于极銛刀锋, 倒植于地, 低目就刃, 以历脸中, 又植于背下, 吹筚篥者立其腹上, 终曲而亦无伤。又伏伸其手, 两人蹑之, 施身绕手, 百转无已。汉世有橦木伎, 又有盘舞。晋世加之以杯, 谓之《杯盘舞》。乐府诗云, “妍袖陵七盘”, 言舞用盘七枚也。梁谓之《舞盘伎》。梁有《长躋伎》、《掷倒伎》、《跳剑伎》、《吞剑伎》, 今并存。又有《舞轮伎》, 盖今戏车轮者。《透三峡伎》, 盖今《透飞梯》之类也。《高祇伎》, 盖今之戏绳者是也。梁有《猕猴橦伎》, 今有《缘竿》, 又有《猕猴缘竿》, 未审何者为是。又有《弄碗珠伎》、《丹珠伎》。

歌舞戏, 有《大面》、《拔头》、《踏摇娘》、《窟〈石垒〉子》等戏。玄宗以其非正声, 置教坊于禁中以处之。《婆罗门乐》, 与四夷同列。《婆罗门乐》用漆筚篥二, 齐鼓一。《散乐》, 用横笛一, 拍板一, 腰鼓三。其馀杂戏, 变态多端, 皆不足称。……

「散樂」といふものは歴代あり, 軍隊の音樂ではな

く、俳優が歌舞雜奏する」なかで、種々の演目を演じたということである。また、散樂の楽器としては横笛、拍板、腰鼓が用いられた。

(14) 『新唐書』48「太乐署」

散乐，闰月人出资钱百六十，长上者复繇役，音声人纳资者岁钱二千。……散乐三百八十二人，伎内散乐一千人，音声人一万二十七人。

朝廷に取りこまれた民間芸人の総称。

(15) 『旧五代史』134

邻房有散乐女尚幼，问齐丘曰：“秀才何以数日不出？”齐丘以实告，如叹曰：“此甚小事，秀才何吝一言相示耶！”乃惠以数緡。……及掞之有江南也，齐丘以佐命功，遂至将相，乃上表以散乐女为妻，以报宿惠，许之。

紙筆を買うお金もなくなつて困窮していた落魄の秀才宋濟丘を見かねて、旅籠の隣の部屋に泊まりあわせた「散樂」の幼い女が気前よくお金を差し出し、後に出世した宋濟丘は彼女を妻にしたというエピソード。史書において民間芸人や民間芸能を十把一絡げに総称する時に用いられる「散樂」とは違ったニュアンスがある。民衆の間で用いられる場合の「散樂」という一語には、従来のニュアンスとは異なる、価値の転倒が起きていることを示唆する。

(16) 『資治通鑑』180

初，齐温公之世，有鱼龙、山车等戏，谓之散乐，周宣帝时，郑译奏征之。……于是四方散乐，大集东京，阅之于芳华苑积翠池側。

魚竜、山車と並称されるのだから、百戯的な「散樂」であり、朝廷に「徵」し「集」められる存在としての民間芸能の総称。

(17) 『資治通鑑』181

康申，以所征周、齐、梁、陈散乐悉配太常，皆置博士弟子以相传授，乐工至三万馀人。

民間芸人を「徵」（召し出）して太常寺に配属させたというのである。

(18) 『資治通鑑』218

初，上皇每酺宴，先设太常雅乐坐部、立部，继以鼓吹、胡乐、教坊、府县散乐、杂戏；又以山车、陆船载乐往来；又出宫人舞《霓裳羽衣》。

ここは府県つまり地方民間の樂舞という意味であ

ろうが、具体的な内容は不明。

(19) 『唐律疏議』1

若作乐者，自作、遣人等。乐，谓击钟、鼓，奏丝、竹、匏、磬、埙，箎，歌舞，散乐之类。

(20) 『唐六典』14

短番散乐一千人，诸州有定额。长上散乐一百人，太常自访召。

諸州に割り当てられた「散樂」と太常寺が自ら探してくる「散樂」とがあった。

(21) 『通典』39

礼部、司几筵、司樽彝、掌郁、司鬯、充牋、司鸡、司郊、司社、御史、著作、典瑞、典服、司寂、司玄、治礼、司謁、冯相、保章、小学助教、乐师、乐胥、司歌、司钟磬、司鼓、司吹、司舞、籥章、掌散乐、典夷乐、典庸器、龟占、筮占、梦占、视祲、司巫、喪祝、甸祝、诅祝、神士、典路、司车、司常、守陵、掌墓、职喪等中士。

礼部に散樂を管理する担当者がいた。

(22) 『通典』70（『通典』146と重なる部分あり）

后汉岁首正月，为大朝受贺。其仪：夜漏未尽七刻，钟鸣，受朝贺及贽。……（蔡质汉仪：“正月朝，天子幸德阳殿，临轩。公卿百官各陪位朝贺。百蛮朝贡毕、属郡计吏皆陞覲，庭燎。宗室诸刘亲会，万人以上，立西面。位既定，上寿。……作九宾散乐。舍利兽从西方来，戏於庭极，乃毕入殿前，激水化成比目鱼，跳跃漱水，作雾障日。毕，化为黄龙，长八丈，出水遨游，於庭炫耀。又以丝绳系两柱間，相去数丈，两倡女对舞，行於绳上，相逢切肩不倾。又蹋局出身，藏形斗中。钟磬倡乐毕，作鱼龙曼延。小黄门吹三通，谒者引公卿以次拜，微行出，卑官在前，尊官在后。其德阳殿周旋容万馀人。陞高一丈，皆文石作坛，画屋朱梁，玉陞金柱刻鏤。”）

後ろにあげられている芸能から判断すると、百戯的な散樂である。

(23) 『通典』141

第六 清乐 坐立部伎 四方乐 散乐 前代杂乐

(24) 『通典』146（『太平御覽』568と同一記事）

又有新声自河西至者，号胡音声，与龟兹乐、散乐俱为时重，诸乐咸为之少寝。

散乐（隋以前谓之百戏）

この「散樂」は、外国の音楽と並べられており、民間芸能の総称であろう。

(25) 『唐會要』33「散乐」

《散乐》，历代有之，其名不一，非部伍之声，俳优歌舞杂奏，总谓之百戏：《跳铃》、《掷剑》、《透梯》、《戏绳》、《缘竿》、《弄枕》、《珠大面拔》、《头窟礪子》、及幻伎《激水化鱼龙》、《秦王卷衣》、《筷鼠》、《夏育扛鼎》、《巨象行乳》、《神龟负岳》、《桂树白雪》、《画地成川》之类，至于断手足、剔肠胃之术。……旧制之内，散乐一千人，其数各系诸州多少，轮次随月当番，遇闰月六番。……贞观二十三年十二月，诏诸州散乐，太常上者，留二百人，余并放还。

散樂は歴代あり、名称はさまざまだが、軍隊の音楽ではなく、俳優が歌舞雜奏するもので、百戲と総称されたとし、以下具体的な演目をあげている。それらはたしかに雜伎的なものと幻術的なものとに分類できるようだ。

(26) 『唐會要』34「论乐」

其年十月六日敕：“散乐巡村，特宜禁断。如有犯者，并容止主人及村正，决三十，所由官附考奏。其散乐人仍递送本贯入重役。”

村を巡る「散樂」を取り締まるよう命じた勅令である。民間芸人の意味である。

(27) 『酉陽雜俎』続集4（『太平廣記』249「高崔嵬」と同一記事）

据《朝野金載》，散乐高崔嵬善弄痴，大帝令没首水底，少顷，出而大笑，上问之，云：“臣见屈原，谓臣云：“我遇楚怀无道，汝何事亦来耶？””帝不觉惊起，賜物百段。

散樂の高崔嵬が帝の命で首を水底に入れさせられ、しばらくして出てきて言うには、水中で屈原に会い、「私は楚の懷王の無道なめに遇ったのに、何でお前まで来たのかと問われました」と答え、帝から褒美をもらったという話。人名の前に「散樂」を置くのは、統治する側からの用法とは異なって、積極的肯定的な意味を帯びた用法のように思える。たんに取り締まつたり召し出したりする対象としての「散樂」ではなく、頓知を利かす智慧者というプラス価値と結びついた用法が新鮮に見える。

(28) 『唐語林』1

玄宗宴蕃客。唐崇句当音声，先述国家盛德，次序朝廷欢娱，又贊扬四方慕义，言甚明辨。上极欢。崇因长入人许小客求教坊判官，久之，未敢奏。……上密敕北军曰：“唐崇来，可驰马践杀之。”明日，不果杀。乃敕教坊使范安及曰：“唐崇何等，敢干请小客奏事？可决杖，递出五百里外。小客更不须令来。”散乐呼天子为“崖公”，以欢为“蚬斗”，以每日在至尊左右为“长入。”

玄宗皇帝が異国の使者を招いて宴会を開いたとき、唐崇という者が「音声」（宮廷の樂人）を担当し、国が盛んで朝廷は喜びに満ち、四方が義を慕っていますと言祝ぎをし、教坊判官の職位を得ようと画策したのだが、かえって追放されたというエピソードである。文末に「散樂は天子を崖公と呼び……」などの注釈があり、唐崇のような「音声」を宋代では「散樂」といったことがわかる。

以上の文献上の「散樂」の用例を通観して、気づいたことをまとめておこう。

一 「散樂」の芸態は不明

『舊唐書』29卷に「散樂」の演目が比較的くわしく紹介されてはいるが、これらの文献からでは、「散樂」の具体的な芸能のありかた（芸態）を推測することは非常に難しい。これら「散樂」の用例は、統治者が民間芸人を概括して呼ぶような場合に使われることがおく、その芸能自体の内容がわかるような例はあまりない。王珣氏は「唐散樂に関する一考察」で「散樂は……主に史書で使われた言葉であると考えられる」と指摘しているが、唐代まではたしかに、統治者の必要に応じて全国から集められたり、また追放されたりする、民間芸能（者）を指していく場合がおおいのである。

二 「散樂」の新たな語義の派生

しかし時代がすこし下がってくると、(15)の落魄の士人を援助する気丈な「散樂女」が現れたり、(27)のように皇帝を懲らしめる「散樂高崔嵬」のような人物が現れたり、(27)にある宮廷の樂人を指して「散

樂唐崇」のように個人名に冠して用いたり、統治者が使う「散樂」とは異なる、新しいニュアンスが生まれてきているのが注目される。民間における「散樂」は、ただ単に卑しむべき存在ではなく、むしろかつて朝廷に徵用されたものの誇らしさを伴う語感があったのではなかろうか。

宋から元にかけて官名などの朝廷用語が、一種の尊称として民間において使われ出す。日本でもおなじみの「外郎」は、本来は官名であったのが宋代になると胥吏の尊称として民間で用いられた。ほかにも同様なことは、居酒屋のボーイを「博士」といい、散髪屋などの職人を「待詔」(本来は天子の下間に備える官)といった。中国演劇史の書物でかならずといってよいほど取り上げられる、山西省洪洞明応王殿元雜劇壁画には、雜劇一座の上演場面が描かれており、その画面に「大行散樂忠都秀在此作場」(大行の散樂の忠都秀がここで公演中)と麗々しく横断幕が掲げられている(下の写真参照)。いかにも誇らしげに「散樂」の語が用いられている。



山西洪洞明応王殿元雜劇壁画 一三二四年

(河北教育出版社『全元曲』第一巻より)

三 中国の「散樂」にもある滑稽物真似の要素

(27) の高崔嵬、(28) の唐崇の例のように、唐代にすでに言祝ぎの滑稽戯(物真似)があらわれている。ところで、能勢朝次氏によると、(25) の部分を引用

して、「俳優歌舞は滑稽物真似を含んだ方面、跳鈴擲劍以下は軽業的方面、激水化魚龍以下は幻術と見るべきものである」と、唐の散樂には、俳優歌舞、軽業、幻術の三つの要素があったとまとめたうえ、「俳優歌舞は滑稽物真似を含んだ方面」と言い換えている。しかし、(26) の記事は「俳優が歌舞雑奏する」ものを百戯といい、以下その具体的演目を挙げていると読むべきではなかろうか。俳優の歌舞雑奏を伴うパフォーマンスであれば何でもよい、それが軽業であれ、幻術であれともに「散樂」と見なされたということではなかろうか。

また、能勢氏は「散樂の伎には、これ等の曲伎以外に、滑稽解頤の分子が存する。……この滑稽解頤の分子は、平安時代の散樂の重要な要素として発展してゆき、『さるがく』又は『さるがふ』といへば、人は直ちにこの滑稽な事をさすものと考えるまでに進んだのである。そして曲芸軽業の方面よりも、この滑稽なものが、平安時代散樂の根本要素となり、鎌倉時代まで連続するのであるから、本邦猿楽の研究としては、最も重要視すべきものであると思ふ」とのべ、曲芸軽業的なものに「滑稽解頤」の要素がいかに結合したかを、文献資料を博搜して追跡している。氏は中国の「散樂」の三要素とも日本に伝來したと想定するものの、「俳優歌舞の方面即滑稽解頤の芸を含むものは、……早く日本化せられ、従来の(古代の猿女君の遠祖天野埋命のようなワザヲギ)俳優は散樂と合流し、滑稽物真似的なものを唐風の称呼によって散樂(さるがく)と呼ぶに到ったものであらうと思ふのである」とたいへん苦しい説明になっている。日本古代にワザヲギがあったとして、何故ことさらに唐風の称呼によって呼び直す必要があったのだろうか? 能勢氏は、猿樂の源流をあくまでも日本古代の俳優に求めようとするからであろう、新しい「散樂」の滑稽戯的側面をまったく見落とされている。

(7) にあるように、唐時代にはすでに滑稽なことを言って人を笑わせる「散樂戯」(参軍戯という)があるのであり、このような滑稽物真似的な「散樂」が「散樂」の主流を占める勢いがでてきて、宋代では「散樂」といえば雜劇をさすようになった、という浜一衛氏の説を採用し、滑稽戯としての「散樂」=サル

ガクが日本に伝わったと考えれば、能勢氏のような苦しい説明は不要になるのではなかろうか。

11世紀なかばの『本朝文粹』に収められる村上天皇（946-967）の「弁散樂」に「散樂之興、其來尚矣。俳優入魯、還當斷足之刑、鳩鷲來朝、自爲解頤之觀。仰尋前日之伎歌、俯察當今之風俗、不閏周禮施人所學、亦殊漢典遠夷之所獻。（散樂の興り、その來たれること尚し。俳優は魯に入り、還って断足之刑にあい、鳩鷲來朝して、自ら頤を解くの觀をなす。仰ぎて前日の伎歌を尋ね、俯して当時の風俗を察するに、周禮施人の学ぶ所に閑わらず、また漢典遠夷の獻する所に殊なる。）とあるのを考えあわせると、中国における「散樂」の新たな展開、つまり宋元以降の「散樂」の変貌を視野に入れて、それが日本のどのように影響を及ぼしたかという観点から、日本における散樂＝猿樂論をあらためて考察しなおすことが必要であろう。

四 「散樂」（サルガク）としての「傀儡子」（クグツ）を考える

現代の中国の民間芸能それ自体あまりよく研究されているとはいえない状況であるから、さらに遡り中世におけるそのありようと日本のものとを比較するのにはたいへんな困難を伴いそうであり、文献資料以外に、非文字資料のすべてを用いるような検討が必要となろう。その際、日本では比較的に研究蓄積のある人形（劇）をベースに彼我の相関関係を調査するのがよからうと考え、研究題目として人形（劇）を掲げた次第である。

注

- (1) 王珣著「唐散樂に関する一考察」、『現代社会文化研究』
(21) 所収、2001年8月
- (2) 能勢朝次著『能樂源流考』岩波書店、1956年（第3刷）
- (3) 浜一衛著『日本芸能の源流 散樂考』角川書店、1968年